



「住宅ローン控除」や「すまい給付金」などを受ける方は、住所地の税務署に申告をする必要があります。

初めてのことで分からないこともあると思いますが、担当者が丁寧にご説明いたします。

## 住宅ローン控除の申告

住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）の適用を受けられる方は、翌年の確定申告時に税務署に必要書類を提出します。

なお、給与所得者の場合、2年目からはお勤め先にはローンの残高証明書を提出することで、年末調整で控除を受けることができます。



CHECK

### ◎住宅ローン控除申告時に必要なもの

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ① 住民票の写し（発行後6ヶ月以内）       | ④ 売買契約書 |
| ② 住宅ローンの年末残高証明書（融資先より発行） | ⑤ 源泉徴収票 |
| ③ 登記事項証明書                | ⑥ 申告書   |

※中古住宅の場合は以下のいずれか

- 耐震基準適合証明書
- 既存住宅性能評価書
- 既存住宅売買瑕疵保険の付保証明書

上記の他、土地の取得に関わる借入がある場合は土地の登記事項証明書や契約書が必要となります。  
また、長期優良住宅や低炭素住宅の優遇措置を申請する場合は、その証明書が必要となります。

## すまい給付金の申告

すまい給付金の申請は、給付申請書に必要な事項を記入し、確認書類を入手・添付した上で、申請書類一式をすまい給付金事務局に郵送又は申請窓口を持参することで行うことができます。

給付申請書は、すまい給付金申請窓口又はすまい給付金制度のホームページからのダウンロードにて入手可能です。



CHECK

### ◎すまい給付金申請時に必要な書類

- ① 個人住民税の課税証明書
- ② 工事請負契約書又は不動産売買契約書
- ③ 住宅ローンの金銭消費貸借契約書
- ④ 振込先口座が確認できる書類（通帳コピー等）
- ⑤ 施行中等の検査実施が確認できる書類（以下のいずれか）
  - 住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書
  - 建設住宅性能評価書
  - 住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書